

# 指導課說明資料

# 医療提供体制の確保に関する基本方針（仮称）案【概要版】

- ◎ 国民の医療に対する安心、信頼の確保を目指し、医療計画制度の中で医療機能の分化・連携の推進を通じて、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を確保するための基本的な事項を定める。
- ◎ 都道府県においては、この方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、医療計画を定める。

## 第1章 施策の基本となる事項

### 1 基本的考え方

- 医療提供体制は国民の健康を確保するための重要な基盤。
- 患者本位の医療の実現が重要であり、患者や国民が自ら積極的かつ主体的に医療に参加していく仕組みづくりが必要。
- 医療提供者は、患者を中心とした医療連携体制の構築に積極的に協力する。
- 国及び都道府県は、安全で質が高く、効率的な医療を提供するための施策に取り組むにあたり、地域の状況やニーズに十分配慮する必要がある。
- 疾病構造の変化等を踏まえ、生活の質の向上を図るため、がん、脳卒中、急性心筋梗塞及び糖尿病に対応した医療連携体制、さらに、地域の重要課題である救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療（小児救急医療を含む。）（以下「4疾病5事業」という。）に対応した医療連携体制の構築を図る。

### 2 国と都道府県の役割

- 都道府県が中心となって、医療計画に基づき施策を企画立案・実行することとし、国はこれを支援する。

## 第2章 調査及び研究に関する基本的な事項

### 1 基本的考え方

- 以下の点に配慮して調査及び研究を推進する。
  - ・ 医療の受け手の視点も踏まえる。
  - ・ 医療連携体制の構築という質的な観点を重視する。
  - ・ 地域の医療機能を概観することに資する。

### 2 国と都道府県の役割

- 国は、4疾病5事業について調査及び研究を行い、医療機能を明らかにする。
- 都道府県は、患者や住民のニーズに沿った情報を把握するために独自の調査を行うことが可能。
- 国及び都道府県は、医療機能調査による情報を公表することを通じて、医療連携体制と地域の医療機能について住民の理解を促進させる。

# 医療提供体制の確保に関する基本方針（仮称）案【概要版】

## 第3章 目標に関する事項

### 1 基本的考え方

- 患者本位の、かつ安全で質が高く、効率的な医療を実現する目標であること。
- 医療機能の明確化を目指す目標であること。
- 地域の医療提供体制の改善を図る目標であること。

### 2 国と都道府県の役割

- 都道府県は、当面5年間で念頭に置いた目標設定に関し、4疾病5事業等について、地域の実情に応じ関係計画との整合性を勘案し数値目標を定める。
- 数値目標の達成状況については、少なくとも5年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要があれば、医療計画の変更に反映する。
- 国は、都道府県に対して、実効性ある施策が図られるよう支援する。

## 第4章 機能分担・業務連携・情報の提供に関する基本的な事項

### 1 基本的考え方

#### （診療所と病院の役割）

- 診療所は、日常の相談機能の向上を図りつつ、他の診療所や病院との連携体制の構築を図る。
- 病院は、質の高い入院医療が24時間提供されるよう、医療従事者の適切な人員配置を通じた勤務環境の改善を図る。

#### （医療連携体制のあり方）

- 4疾病5事業に係る医療連携体制について、それぞれの機能に即して、地域の医療機能を医療計画に明示し、患者や住民に対し、分かりやすい情報提供の推進を図る。
- 救急医療において、高度救命救急センターを医療計画に明示する場合は、特に対応体制を整備しているものについて記載する。
- 精神科救急医療について、緊急時における適切な医療及び保護の機会を確保するための機能、重度の患者に対応する中核的なセンター機能を強化する。
- 救急医療や災害時における医療においては、地域の実情に応じ、ドクターヘリコプター等のヘリコプターを活用することも有用であるから、消防機関等との連携を一層推進すべき。
- 離島やへき地における医療については、公的医療機関や社会医療法人等の役割の明確化を通じた継続的な医師派遣等の支援体制の確立を図る。複数の都道府県による共同運航等を含めヘリコプターの活用等により効率的な救急搬送体制を確保する。
- 周産期医療については、地域の助産師の活用を図り、助産所等とリスクの高い分娩を扱う病院との機能分担及び連携の充実に努める。
- 小児医療については、小児の健康相談支援の機能充実などにより、拠点となる病院が重症の患者を重点的に診療できるよう医療連携体制の充実に努める。

### 2 救急医療等確保事業に関する役割

- 公的医療機関については、救急医療等確保事業の実施状況を病院ごとに明らかにするとともに、都道府県は、社会医療法人を積極的に活用しその活用状況も明らかにする。

## 医療提供体制の確保に関する基本方針（仮称）案【概要版】

### 3 医療機能に関する情報の提供の推進

- 都道府県は、医療提供施設の情報について患者や住民に分かりやすく明示する。

### 4 居宅等における医療の確保

- 居宅等における医療のあり方について、診療所、病院等の相互間の機能分担と業務連携の状況を医療計画に明示することにより、患者及び家族に適切な情報を提供する。
- 療養病床の再編成も踏まえ、地域におけるサービスの整備や退院時の相談・支援の充実等に努める。

### 5 薬局の役割

- 医療提供施設として、医療連携体制の中で拠点としての役割を担う。

### 6 医療の安全の確保

- 都道府県等は、医療提供施設が講じている措置の状況を把握し、必要な措置を講ずるとともに、医療安全支援センターを設置し、苦情、相談への対応、必要な助言等に努める。

## 第5章 医師等医療従事者の確保に関する基本的な事項

### 1 医療従事者の確保に関する基本的考え方

- 地域的な偏在や診療科間の偏在への対応を進めるとともに、都道府県においては、公的医療機関等の参画を得て必要な施策を定めるための協議を行う。

### 2 医療従事者の資質向上に関する基本的考え方

- 医師の臨床研修必修化を通じ、プライマリ・ケアの基本的な診療能力を身につける。
- 全ての歯科医師が総合的な歯科診療能力を身につける。
- 薬剤師は、より高度な知識と技術を有する養成強化を図る。
- 看護師等は、臨地実習等を通じて実践能力を培う。
- 医療従事者が専門業務に可能な限り特化できるよう、適切に支援できる体制を整備する。

## 第6章 医療計画の作成・事業の実施状況の評価に関する基本的な事項

### 1 医療計画の作成に関する基本的な事項

- 評価可能な具体的な数値目標とする。

### 2 事業の実施状況の評価に関する基本的な事項

- 都道府県は、事業の達成状況を検証することにより、次の医療計画の見直しに反映させる。

## 第7章 その他の重要な事項

- 医療計画及びそれに基づく具体的な施策を定めるにあたっては、医療関係各法の規定及び方針等に配慮して定める。